

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 竹内 脩

平成20年10月2日付け、財契第61号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成20年10月2日

3. 監査の結果に関する報告

(1) 平成19年11月7日付け枚監査第117号

「枚方市職員措置請求に係る監査結果（枚方市仮称第2清掃工場建設工事に係る住民監査請求 平成19年9月10日提出分）」

(2) 平成19年11月9日付け枚監査第118号

「枚方市職員措置請求に係る監査結果（枚方市仮称第2清掃工場建設工事に係る住民監査請求 平成19年9月13日提出分）」

(3) 平成20年2月4日付け枚監査第173号

「枚方市職員措置請求に係る監査結果（枚方市仮称第2清掃工場建設工事に係る住民監査請求 平成19年12月10日提出分）」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び要望事項（概要）

《財務部 総合契約検査室》

談合等の不法行為により市が損害を被るということは、市民の税金を浪費する行為であり決して許されるものではない。今後、間接的に市の被った損害を含め、契約金額の10分の1を超える損害額が明らかとなれば、市の被った損害の回復に努めること。

今後このような事件の起こらぬよう、第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会の論議や他市の事例等を参考に、より不正行為の起こりにくい入札制度を目指し取り組むこと。また、契約約款における賠償金の割合を、契約金額の10分の1から10分の2以上へ増やすことも検討されたい。

(2) 措置内容

損害の回復については、請負者である共同企業体の代表者、株式会社大林組の元顧問が競売入札妨害罪及び競売入札妨害と贈賄罪で逮捕・起訴され、平成20年1月26日に刑が確定したことから枚方市契約

約款第47条第1項に基づき同年1月28日付けで契約金額の10分の1に相当する賠償金583,800,000円を大林・浅沼共同企業体に請求し、同年2月5日に市に納入された。今後、これを超える損害額が明らかになれば請求を行う。

賠償金の率の引き上げについては、平成20年10月1日から賠償金の率を契約金額の10分の1から10分の2に引き上げた。